

みんなで作る中国山地百年会議 規約

第1章 総則

第1条(会の目的)

本会は、中国山地に息づく人と自然が一体となった美しい暮らしと知恵を、未来を拓く新たな社会のしくみとして編集・発信し、共に創るネットワークを通じて、百年先を見据える視座を持ちながら、循環に基づく持続可能な地域社会と文明を創造することを目的とする。

第2条(名称)

本会は、みんなで作る中国山地百年会議と称する。

第3条(事業)

本会は前条の目的達成のため、以下の事業を行う。

- (1) 中国山地に関する編集と発信による新たな価値を創造する出版事業
- (2) 中国山地に集う仲間との出会いと学びあいがある教育・人材育成事業
- (3) 中国山地の未来を創る研究とそれに基づく実践を行う課題解決事業
- (4) 中国山地のあらゆる情報の蓄積と共有を行うデータベース事業
- (5) 中国山地に集う人々や本会会員相互の交流事業
- (6) その他中国山地に関する必要な事業

第4条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

初年度は10月31日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第2章 会則

第5条(会員)

本会は規約に賛同する会員をもって構成する。会員は次の2つの区分とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び法人

第6条(会員の義務)

会員は、本会の目的達成のために必要な以下の義務を負う。なお、賛助会員に関しては、総会参加の義務は負わず、議決権を有しない。

- (1) 会費の納入

- (2)年刊誌の購読
- (3)総会への出席
- (4)その他、本会が必要と認めるもの

第7条(退会)

会員は次の場合に退会するものとする。

- (1)会員の届け出
- (2)会員義務の不履行

第8条(役員および定数)

本会の役員は次の通りとする。

- (1)会長 1名
- (2)理事 25名以内
- (3)監事 若干名

第9条(役員の資格及び任免)

会長は、会員の中から総会において選任される。

- ②理事は会長が総会の承認を得て任命する。
- ③役員 of 解任は、総会において行われる。

第10条(役員の任期)

役員 of 任期は1か年とし、再任を妨げない。

第11条(役員 of 職務)

会長は本会を代表し、会務を総理する。

- ②理事は会務 of 処理にあたる。
- ③理事 of 分掌について必要な事項は別に定める。

第3章 総会

第12条(総会 of 種類・招集)

本会 of 総会は、定時総会、臨時総会 of 2種とする。

- ②定時総会は、事業年度内1回とし、4月から6月まで間に会長が招集する。
- ③臨時総会は、次 of 各号に掲げる場合に会長が招集する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2)理事会が招集 of 必要を決議したとき

第13条(総会の設立と決議)

総会の設立は第14条の規定による委任状を含む全会員の過半数の出席を要する。

②総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

③総会の実施にあたっては、参加者がパソコンやスマートフォン等を利用し、インターネットによる通信機能を用いて、一堂に会するのと同等の相互に十分な議論ができるシステムを用いることもできる。

第14条(総会の委任)

やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、所定の書式もしくはインターネットフォームへの記載により、表決権を行使することができる。

第15条(総会の決議事項)

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支計画の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 規程の変更または廃止
- (6) その他重要な事項

第4章 理事会

第16条(理事会の構成)

理事会は、会長、理事をもって構成する。

②監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第17条(理事会の招集)

理事会は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

第18条(理事会の決議事項)

理事会は、次の各項に掲げる事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 新入会員の審議
- (4) 退会会員の審議
- (5) 各種事業の運営に関する審議
- (6) その他必要な事項

第5章 事務局

第19条(事務局)

本会の事務局は、島根県邑智郡邑南町雪田308に置く。

第6章 会計

第20条(会計)

本会の会計は、会費、書籍販売の収入およびその他収入をもってこれにあてる。

②会計年度は、事業年度と同一とする。

③会費の額及び収納方法についての必要な事項は別に定める。

④年度開始後、総会までの予算執行は、会長が前年の予算を基準に執行できる。

第7章 個人情報

第21条(個人情報の取扱い)

本会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別に定める規定に基づき、適正に運用するものとする。

第8章 その他

第22条(その他の取扱い)

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附則

この規約は令和2年10月31日より施行する。

みんなで作る中国山地百年会議 会費規程

第1条(会費の目的)

本会は、理事会の決定に基づき、会の運営のために会費を徴収する。

第2条(会員と会費)

正会員と賛助会員では会費は異なる。

②会費は事業年度ごとに納めるものとする。

第3条(正会員会費の構成)

会費は、1日10円(税込み)とし、年間の日数を掛け合わせたものとする。

②学生は申告により運営費相当の支払いを免除する。

第4条(賛助会員の会費)

賛助会員の会費は1口1万円とする。

第5条(会費の支払い)

会員は、会が指定する所定の口座に会費を振り込む。

②その際の手数料は、会員の負担とする。

第6条(本規定の変更及び廃止)

本規定は、総会の議決を経なければ変更または廃止することができない。

附則

この規約は令和2年10月31日から実施する。

みんなで作る中国山地百年会議 組織体制図

